(趣旨)

- 第1条 この要綱は、狭小地など単独では市場流通困難な物件を隣地統合することにより、空家等及び空地を解消し、移住定住環境の形成及び住環境の改善に寄与するため、狭小地又は無接道地(以下「狭小地等」という。
 -)とその隣地を統合する個人に対し、予算の範囲内で渋川市隣地統合事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し 渋川市補助金等交付規則(平成18年渋川市規則第45号)に定めるもの のほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
 - (1) 狭小地 面積が100平方メートル未満の民有地をいう。
 - (2) 隣地 狭小地等と2メートル以上接する民有地をいう。
 - (3) 無接道地 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に 規定する、道路に同一所有地等のみで2メートル以上接しない民有地を いう。
 - (4) 空家等 居住その他の使用がなされていないことが常態化している建築物及びその敷地をいう。ただし、建築してから一度も居住又は使用していない建築物は除く。
 - (5) 空地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有 者等が使用していない土地(農林業用地を除く。)をいう。
 - (6) 隣地統合 狭小地等又は隣地を取得し一敷地とすることをいう。
 - (7) 居住誘導区域 都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第81条第1項の規定に基づき作成した渋川市立地適正化計画に定める 居住を誘導すべき区域をいう。

(事業の対象地域)

第3条 この補助金の対象となる狭小地等及び隣地は、市内全域の土地とする。

(対象者)

- 第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の対象となる 者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 隣地統合後の所有者である個人
 - (2) 市区町村税を滞納していないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が不適当と認める者は除く。

(隣地統合の要件)

- 第5条 隣地統合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当していなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 狭小地等と隣地が、それぞれ異なる個人又は法人(法人の場合は その代表者)が所有する土地であること。この場合において、複数人で 所有している土地についても、同様とする。
 - (2) 狭小地等又は隣地が、空家等又は空地であり、接道要件を満たす土地であること。
 - (3) 狭小地等又は隣地の所有者(当該所有者が法人の場合はその代表者)と親族関係(配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族である者をいう。以下同じ。)でないこと。
 - (4) 相続及び生前贈与(親族関係に限る。)による隣地統合でないこと。
 - (5) 補助事業完了後原則として10年間、一敷地として利用及び適正な維持管理に取り組むこと。
 - (6) 狭小地等が、申請日の過去2年以内に分筆をしていないこと。 (補助対象費用)
- 第6条 補助事業の対象となる費用(消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象費用」という。)は、補助対象者が行う隣地統合に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。
 - (1) 不動産取得に係る媒介手数料

- (2) 所有権移転に係る登記費用
- (3) 測量及び境界明示費用
- (4) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額等)

- 第7条 補助金の額は、補助対象費用の10分の10以内の額とし、10万円(狭小地等又は隣地が居住誘導区域内にある土地の場合は15万円)を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- 3 この補助金の事業全体の補助限度額は、30万円とする。

(交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次 に掲げる書類を添えて、申請者と、狭小地等又は隣地所有者との売買契約 等を締結する7日前までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 狭小地等及び隣地の所在地、位置関係及び2メートル以上接している状況が分かる書類(位置図、公図の写し、現況写真等)
 - (2) 狭小地等及び隣地の所有者が分かる書類(登記事項証明書等)
 - (3) 補助対象費用に係る見積書等の写し
 - (4) 誓約書(様式第2号)
 - (5) 市区町村税の納税証明書(未納額のない証明書)
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第9条 市長は、補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速 やかに申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金交付決定通知書(様式第3号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金不交付決定通知書(様式第4号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

- 第10条 申請者は、第8条の申請内容に変更があったときは、速やかに補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査 し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金変更交付 決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、補助事業途中で隣地統合に至らないことが明らかとなり中止するときは、補助事業中止届出書(様式第7号)に補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に届け出なければならない。

(完了の報告)

- 第11条 申請者は、補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後30日以内かつ第9条第1項による補助金交付決定を受けた年度内の3月25日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 完了実績報告書(様式第8号)
 - (2) 領収書又支払が確認できる書類の写し
 - (3) 補助事業に係る売買契約書等の写し
 - (4) 狭小地等又は隣地を取得したことを証する書類(登記事項証明書等)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

- 第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金交付確定通知書(様式第9号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

- 第13条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書 (様式第10号)をこの事業完了後、直ちに市長に提出しなければならな い。
- 2 前項の請求を受けたときは、市長は速やかに補助金を申請者等に支払う ものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに、その 旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該申請者に通知 するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において 、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第12号) により期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。